



感染者状況

累計感染者数	3,790,322人
累計死亡者数	新規感染の傾向 (直近1週間前比)
39,563人	減少 (↘)

※出所：保健省



経済活動・行動制限状況

経済活動・行動制限	あり
主な制限と再開基準等	
＜2022年3月14日以降有効な主な規制、規定は以下のとおり＞ ・公共交通機関、医療機関、介護施設では防護用マスクの着用が義務づけられる。	
＜その他＞ ・ 2月19日より陽性者の隔離期間が5日⇒7日、濃厚接触者の隔離期間が5日⇒0日に変更。 ・ 全従業員を対象とした職場での週2度の抗原検査実施を2月18日に終了。 ・ 3月18日よりEUおよびアンドラ、アイスランド、リヒテンシュタイン、モナコ、ノルウェー、サンマリノ、スイス、バチカン市国からの入国制限が全て撤廃された。	



渡航／入国制限状況

外務省渡航情報	レベル3 (渡航中止勧告)
日本からの直行便	
・ なし	
主な入国制限措置概要	
・ 2021年9月20日付で日本は再び「緑（低リスク国）」から「濃い赤色（特に感染状況が深刻な国）」に移行し、日本からの入国は原則禁止となった（チェコ・EUの永住・長期滞在の許可などを有する者あるいは接種証明＜日本の自治体発行のものも含む＞を持つ者は例外的に許可される）。「濃い赤色」の国に過去14日間に12時間超滞在した者がチェコに入国する場合には、以下の条件を適用。 ・ ①入国前に電子フォームに必要事項を記入して提出、②出発前72時間以内に実施したPCR検査の陰性証明を携帯、③入国後5～7日にPCR検査を受け、陰性結果が出るまでの期間、外出先ではレスピレーターを着用。 ・ ②、③についてはワクチン接種証明による免除制度あり。	



経済活動再開状況

制限措置に関して、2021年4月12日～2022年3月14日の期間に以下の緩和がなされた。

- ①夜間外出禁止および県境を越えた移動の禁止の解除。
- ②小売店、サービス店、レストラン、ホテルの通常営業許可。レストラン（屋内外空間）、ホテル、美容院、マッサージ店などにおける接種・回復証明提示義務は2月10日付で撤廃。
- ④動物園、博物館などの文化施設開館、見本市の開催許可。3月1日付で人数制限撤廃。
- ⑤幼稚園、学校の通学許可
- ⑥コンベンション、セミナー、文化イベント等の開催許可（接種・回復証明提示義務は2月10日付で撤廃）。3月1日付で人数制限撤廃。



現地日系企業の活動状況

現地日系企業の抱える課題

操業状況、現在抱える課題、懸念ほか

<日本＝チェコ間移動制限>

・一部の業務がリモートでの対応で非効率化。親会社でもマニュアル作成等仕事増大。

<ワクチン接種>

・2021年6月11日よりチェコの公的保険に加入していない外国人の有料接種予約受付開始。7月12日以降に設置された予約不要の特設会場は外国人も利用可。
・外務省の事業を利用したチェコ日本商工会窓口の在チェコ日本人向けPCR検査無料提供サービスが2021年8月11日に開始された（12月終了）。

<従業員の抗原検査>

・抗原検査キットには不正確なものもあるため、良質のキット購入に向け情報収集が求められている。

<その他>

・トヨタが半導体チップ不足のため3月22日から2週間、9月13日から1週間生産中断
・シュコダ・オートは10月18日から2週間生産中断。日系サプライヤーへの影響も。

JETROのサポート

■ 欧州における新型コロナウイルス対応状況ウェブサイト

JETROウェブサイトにて新型コロナウイルス関連ニュース、動画によるワンポイント解説、欧州各国の企業などに対する支援策を紹介。

<https://www.jetro.go.jp/world/covid-19/europe/>

■ 新型コロナウイルスに関するお問い合わせ

(国内)

新型コロナウイルス相談窓口

TEL：03-3582-5651

(平日9時～12時/13時～17時（土日、祝祭日を除く）)

(海外)

最寄りのJETRO海外事務所まで

お問い合わせください



注目のトピック

①短時間労働の賃金補助制度導入

2021年7月1日付で雇用改正法が施行され、経済危機や自然災害などで企業が雇用を維持することが困難になった際の短時間労働制度が導入された。新型コロナウイルスのみならず、ほかのパンデミックやサーバー攻撃などの場合にも、政府の決定を基に適用される。現在施行されている新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた企業への賃金補助プログラムが10月末で完全終了することから、雇用維持支援の恒常的なツールとして産業界からの期待も高い。同制度の主な内容は以下のとおり。○支援対象＝上述の経済危機、非常事態の影響で、政府が政令で定めた期間に時短労働対象者が発生した企業。○支援内容＝時短労働対象者にかかる労働コスト（雇用者が支給した手当「グロス賃金の最低80%」と雇用者負担の社会・健康保険料）の80%を国家が支給。支給額は全国平均賃金の1.5倍が上限。支給期間は最長1年間。○支援条件＝雇用者は、当該従業員に対してその業務量を通常の20～80%に制限し、かつ、グロス賃金の最低80%を支給する。雇用者は、賃金補助支給期間、当該従業員を解雇してはならない。（JETRO2021年7月2日ビジネス短信）

②外国投資スクリーニング法が成立

チェコで外国投資スクリーニング法の2021年5月1日付での発効が決定。同法は、EUの対内直接投資スクリーニングに関わる規則に準拠するもので、これにより、チェコで初めて外国投資審査メカニズムが導入される。

審査対象となるのは、インフラ、軍事物資、先端技術、およびメディアなど、チェコの安全保障、国家・公共秩序の面で重要な役割を占めるチェコ企業へのEU域外からの対内投資で、チェコあるいはEU域内に立地した企業であっても、その最終的所有者が第三国の法人、個人である場合には、EU域外企業と規定される。

投資の審査の際には、まず産業貿易省が他の関係省庁と協議を行い、その結果を基に最終的に政府が政令において結果を公布。一方、投資企業は、当該投資がチェコの安全保障、国家・公共秩序を脅かす可能性があるか否かを産業貿易省に諮問することができる。諮問がなされなかった投資案件については、産業貿易省は投資終了日の5年後までの期間、審査を開始する権利を持つ。（JETRO2021年2月5日ビジネス短信）